

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………（情報政策課）	20
○土地改良区の役員の就任の届出……………（農業施設管理課）	20
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	21
○土地改良区連合の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	21
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	21
○道路の供用の開始……………（道路課）	21
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	21
道収用委員会告示	
○土地収用法による審理の開催通知書の公示による通知……………	21

告 示	
北海道告示第400号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
平成22年 5 月18日	北海道知事 高 橋 はるみ
1 落札に係る特定役務の名称及び数量 ソフトウェアライセンス 一式	
2 落札を決定した日 平成22年 3 月 8 日	
3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 都築電気株式会社 (2) 住 所 東京都港区新橋 6 丁目19番15号	
4 落札金額 95,000,000円	
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
6 一般競争入札の公告	

平成22年 1 月26日付け北海道告示第55号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第401号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成22年 5 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

行政情報コミュニケーションシステム等運用・保守管理業務 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成22年 3 月31日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 1 番地

4 随意契約に係る契約金額

250,425,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任の届出があった。

平成22年 5 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北見土地改良区

就 任 年 月 日 理事・監事の別 氏 名 住 所

平成22. 4. 1 理 事 塚 本 敏 一 北見市寿町 2 丁目 3 番 4 号

留辺蘂土地改良区

就任年月日

理事・監事の別氏名住所

平成22. 4. 1

理事

森谷健吉

北見市留辺蘂町昭栄206番地2

北海道告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成22年4月27日、富良野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年5月18日

北海道知事

高橋はるみ

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成22年5月6日、夕張川水系土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成22年5月18日

北海道知事

高橋はるみ

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（生田地区基幹水利施設ストックマネジメント）事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、平成22年5月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年5月18日

北海道知事

高橋はるみ

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年5月18日

北海道知事

高橋はるみ

路線名及び縦覧場所

供用開始の区間

供用の開始の期日

道道 杵形仙法志鷺泊線

利尻郡利尻富士町鬼脇字旭浜138番2地先から

平成22. 5.18

北海道宗谷総合振興局

同郡利尻富士町鬼脇字旭浜138番6地先まで

稚内建設管理部

道道 下居辺高島停車場線

中川郡池田町字美加登16番1地先から同郡池田

同 22. 5.18

北海道十勝総合振興局

町字美加登85番6地先まで

帯広建設管理部

北海道告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年5月18日

北海道知事

高橋はるみ

1

道路の種類

道道

2

路線名

天人峡美瑛線

3

道路の区域

区間

変更前後の別

敷地の幅員

延長

国道等との重複区間

上川郡美瑛町字横牛710番17地先から

前

11.00mから

24.38m

――

同郡美瑛町字横牛710番106地先まで

13.50mまで

前

17.89mから

24.38m

――

後

20.38mまで

後

11.00mから

24.38m

――

後

13.50mまで

後

18.00mから

24.38m

――

後

20.38mまで

道収用委員会告示

北海道収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成22年6月7日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成22年5月18日

北海道収用委員会会長

川村昭範

1

書類の名称

審理の開催通知書（平成22年5月11日付け北収第46号北海道収用委員会会長通知）

2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	収用しようとする土地の所在・地番
不明 (ただし、土地登記記録上の住所釧路市愛国39番地2160)	高 橋 實	釧路市北園190番459 (分筆前地番)
不明 (ただし、土地登記記録上の住所釧路市住吉二丁目8番5号)	太 田 昭 夫	釧路市昭和190番1331 (分筆前地番)
		釧路市昭和190番1348 (分筆前地番)